

学校法人小池学園研究倫理公正委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人小池学園研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）第14条及び埼玉東萌短期大学公的研究費不正取扱防止規程（以下「公的研究費不正取扱防止規程」という。）第4条第2項及び第5条に基づき研究倫理公正委員会（以下「委員会」という。）を設置し、研究倫理規程第2条第1号に定める研究者（以下「研究者」という。）及び埼玉東萌短期大学公的研究費取扱規程（以下「公的研究費取扱規程」という。）第2条第3号に定める研究代表者等が研究倫理規程の定める研究倫理を遵守して公正な研究活動を推進し不正行為を防止するとともに、公的研究費をはじめとする研究費の適正な使用を推進し、研究費の取扱いに係る不正使用の防止を図ることを目的とする。

(任 務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 研究者が研究倫理規程に定める研究倫理を適切に遵守して研究活動を行うよう啓発するとともに、研究の社会的・倫理的妥当性について審査し、必要があれば改善を勧告又は指示すべきことを理事長及び学長に具申すること。
- (2) 研究活動に不正行為が生じているおそれがある場合、又は不正行為が生じた場合において調査及び審査を行い、その事実及びその程度を判定するとともに、理事長及び学長に再発防止を含めた是正勧告及び当該研究者等の懲戒等の処分に関する勧告を具申すること。
- (3) 公的研究費取扱規程が定める競争的資金等である公的研究費（以下「公的研究費」という。）の適正な管理と運営に資するために、公的研究費不正取扱防止規程の定めるところに従い、不正使用の防止及び不正使用の事案について対処すること。

(構 成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 法人本部長
 - (2) 法人事務局長
 - (3) 短期大学学科長
 - (4) 短期大学教員 若干名
 - (5) 法人本部職員 若干名
 - (6) その他、理事長が学長の意見を聴いて指名した者
- 2 委員には学外の者を充てることができる。
- 3 第1項第4号及び第6号の委員は理事長が学長の意見を聴いて、同項第5号の委員は

理事長が法人本部長の意見を聴いて指名する。同項第4号～第6号の委員は置かないことができる。

- 4 委員の任期は、学年の始期から翌学年度の終期までの2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときは補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は法人本部長、副委員長は委員長の指名した者とする。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(運 営)

第4条 委員長は、会務を総括し、委員会を招集、開催して、その議長となる。

- 2 委員会は、原則として年2回、定例の会議を開催する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めたときは臨時に委員会を開催することができる。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の議決は、原則として出席した委員の3分の2の賛成によるものとする。
- 6 研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）又は公的研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）に係る調査及び審査については、次の各号の一に該当する委員は除外して行うものとする。
 - (1)当該委員にとって自己が関与する事案であるとき。
 - (2)当該委員にとって申立者又は調査対象者と直接の利害関係を有する事案であるとき。
- 7 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 委員長が必要と認めたときは、作業部会を置くことができる。

(特別委員)

第5条 委員会が必要と認めるときは、学内外の学識経験者を特別委員として委員会の審議に加えることができる。

- 2 特別委員は、委員会の推薦に基づき理事長が委嘱する。

(定例委員会)

第6条 定例の委員会においては、次の事項を審議する。

- (1)研究者が研究倫理を遵守するとともに、公正な研究を実施し、適正に研究費を運営、管理するための啓発活動に関すること。
- (2) 研究者の研究活動が研究倫理に反することなく遂行されているか審査すること。
- (3) 公的研究費不正取扱防止規程第5条第1項に定める事項
- (4) その他、研究倫理の遵守と公正な研究活動及び公的研究費の適正な使用の推進に関する

ること。

(不正行為の調査及び審査)

第7条 委員会は、不正行為又は不正使用に係る事案で次の各号の一に該当するときは、その事実の有無及びその程度を調査し審査するための委員会を開催しなければならない。

- (1) 学校法人小池学園研究活動の不正行為に関する取扱規程（以下、「研究活動の不正行為に関する取扱規程」という。）第8条に基づく不正行為に係る申立て又は情報提供、並びに公的研究費不正取扱防止規程第8条に基づく不正使用に係る申立て又は情報提供を受理したとき。
- (2) 研究活動の不正行為に関する取扱規程第9条又は公的研究費不正取扱防止規程第9条に基づきコンプライアンス窓口から通知を受けたとき。
- (3) 研究活動の不正行為に関する取扱規程第10条又は公的研究費不正取扱防止規程第10条に基づき学長の職権による要請を受けたとき。
- (4) 研究活動の不正行為に関する取扱規程第11条又は公的研究費不正取扱防止規程第11条に基づき告発等を受理したとき。

2 委員長は、前項の事案について申立て、情報提供、通知、要請又は告発等（以下「申立て等」という。）を受けたときは、直ちに委員会を招集して調査を開始しなければならない。

(委員会の不正行為、不正使用の調査に係る職務)

第8条 委員会は、前条に定める調査の実施に際し、申立者からの事情聴取又は申立書に基づき、また関係者の事情聴取等に基づき、不正行為又は不正使用の有無及びその程度について調査する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員会は、被申立者等が行った説明、調査によって得られた物的及び科学的証拠、証言及び被申立者等の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為又は不正使用か否かの判定、及び不正行為又は不正使用の程度についての判定を行う。ただし、委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠とすることによっては、不正行為又は不正使用を判定することができない。
- 4 委員会は、調査結果及び判定について理事長及び学長に報告し、理事長が必要な措置を講じるよう委員会の最終判断について具申する。

(委員会の権限)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 関係者からの事情聴取

(2) 関係資料等の調査

(3) その他、当該調査の実施に関し必要と認められる事項

- 2 委員会は、必要に応じ調査対象者に対し、喚問・事情聴取・周辺調査を実施することができる。
- 3 委員会は、関係者の同意を得て、不正行為又は不正使用に関する文書等（不正行為又は不正使用に関し申立て、情報提供及び告発等の対象となった者（以下、「被申立者等」という。）が研究活動を行い、あるいは公的研究費を使用する上で作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録等であって、被申立者等が保有しているものを含む。）を収集し、調査することができる。

(調査委員会)

第10条 委員会は、第7条～第9条に係る調査を行うにあたっては、調査委員会を設置することができる。

- 2 調査委員会の委員は、委員会委員若干名をもって充てる。
- 3 調査委員の構成については、第4条第6項の規定を遵守するものとする。
- 4 調査委員会の長（以下「調査委員長」という。）は、委員長が自ら就任するか、もしくは委員長が指名した者が務めるものとする。
- 5 調査委員会は、必要に応じて、第2項に定める委員以外の者である学園理事、職員、及び学外の有識者、専門家等を、理事長の承認を得て特別調査委員として調査委員会に加えることができる。
- 6 調査委員会は、特別調査委員を含む委員の総数の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席した委員の3分の2以上の多数をもって決する。
- 7 調査委員会委員長が必要と認めるときは、調査委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(調査委員会の職務及び権限)

第11条 調査委員会の職務は、第8条第1項～第3項に定める委員会の職務に準ずるものとする。

- 2 調査委員会は、委員会の委託を受けて第9条に定める事項を行うことができる。
- 3 調査委員会は、調査の終了後、直ちに当該調査結果を委員会に報告し、委員会の審査に付さなければならない。

(専門調査班)

第12条 調査委員会は、必要に応じ委員会の承認を得て専門調査班を置くことができる。

- 2 専門調査班は、次に掲げる者を班員とする。
 - (1)班長 調査委員のうち委員長が指名した者

(2)班員 調査委員及び特別調査委員のうち調査委員会が必要と認めた者若干名

3 専門調査班は、前条第2項に定める事項を行うことができる。

4 専門調査班は、調査結果をすみやかに調査委員会に報告するものとする。

(補佐人の同席)

第13条 委員会及び調査委員会は、第9条又は第11条の手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、不正行為又は不正使用に関する申立者、情報提供者及び告発等を行った者(以下「申立者等」という。)又は被申立者等を補佐する者の同席を許可することができる。

(審査及び最終判定等)

第14条 委員会は、調査の結果に基づき、不正行為の有無について審査し、その最終判定を行うものとする。

2 最終判定にあたって委員会は、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明又は不服申立ての機会を与えなければならない。

3 委員会は、第1項の判定を行った時は、その内容を理事長及び学長に報告するとともに、申立者等及び被申立者等に通知しなければならない。ただし申立者等のうち、氏名の秘匿を希望した者については、窓口責任者である法人事務局長を通じて通知するものとする。

4 学園及び短期大学は、前項の報告を受け、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、被申立者等の研究活動の正常化及び名誉回復のため、十分な措置をとらなければならない。

(事務)

第15条 委員会の事務は、法人事務局が行う。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて理事長が定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、委員会の意見を聴いて委員長が理事長に上申し、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成26年12月18日から施行する。